

仕合之願は被差置、子孫迄不義無道之言行無之令覺悟候は、我等生前の大望、死後之冥慮に候條、如此記置、磯谷平助に預置候、仍而如斯候、以上、

延寶第三卯ノ正月十一日

山鹿甚五左衛門判

山鹿三郎右衛門殿

岡 八郎左衛門殿

〔薩藩舊傳集〕一濱田民部左衛門入道榮臨は所々の弓箭に被立、數十度の高名有之候、龍伯様別て難有被召仕候、依之御一代の約束申上置、慶長十六年七十八歳にて殉死被仕候、其節子孫へ遺言書、左に記す、

世上可嗜條々

- 一 御奉公の筋氣任申間敷候事、
- 一 一身の程しらず、利口申間敷候事、
- 一 うで立、上に口みやすまじく候事、
- 一 御役入中へ、そねごと申間敷候事、
- 一 善惡の友達、見合可申候事、
- 一 難儀に候とも、武士道可心掛事、
- 一 大酒すまじき事、
- 一 傍輩入魂の筋取分け申分け間敷候事、
- 一 念比の傍輩とても、内座へ入間敷事、

二月十六日

濱田民部左衛門入道榮臨

〔萬葉集五雜歌〕神龜五年七月二十一日、筑前國守山上憶良上、